

八幡平市監査委員告示第8号

令和8年7月7日付け八監査第070701号の定期監査（令和8年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月27日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 高 橋 徹

措置内容 別紙のとおり

令和8年5月実施にかかる定期監査指摘事項の措置状況等通知書

花き研究開発センター

令和8年5月21日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
予算執行に係る関係課長等への合議について 令和7年度の「りんどう品種開発業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているので、八幡平市予算規則第12条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるにもかかわらず、これを行っていない。当該委託業務の予算額は100万円以下であり、同施行令第167条の2第1項第1号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先適用する」と記載されており、今回の場合、第1号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の事務執行に生かされたい。	地方自治法施行令第167条の2第1項及び市随意契約ガイドラインに従って実施するよう所内会議で確認した。	今年度実施する委託業務について、安易に前例踏襲をすることなく地方自治法施行令第167条の2第1項及び市随意契約ガイドラインに従って、第1号と他の号が併合する場合は第1号を優先適用し業務を実施している。 また、起案者及び決裁者ともガイドラインを再確認し実施することとした。	令和8年 7月13日